2023年度
岐阜県ゴルフ連盟
ジュニアチケット　マニュアル
（保護者向け）

一般社団法人
岐阜県ゴルフ連盟

項目

1. はじめに
2. GAGジュニア会員（保護者として）
3. ジュニアチケット利用時の注意事項
4. ジュニアチケット利用の手続き
5. ジュニアチケットを使ってしまったら
6. おわりに

別紙. 18歳を迎えた高校生向け資料
『学生等の教育活動に伴うゴルフ場の利用に関する証明書』

1. はじめに

本事業は、岐阜県ゴルフ連盟 加盟倶楽部の協力により
実施しております。

本事業を実施するにあたり、
以下のルールが守られていないとのご意見が寄せられました。

◇ 約束した時間までに受付しよう
◇ コースを大切に使おう（目土、バンカー均し、ディボット修復）
◇ 言葉遣いや態度に気を付けよう
◇ 決められた服装（ドレスコード）を守ろう
◇ フロントではあいさつをしよう

ゴルフはエチケット・マナーを重んじるスポーツです。

ジュニア会員の皆様はもちろん、保護者の皆様も
マニュアルの内容をよくご理解いただき、ルールを守り、
（一社）岐阜県ゴルフ連盟 ジュニア育成事業にご参加ください。

ジュニアチケットは1ラウンド・ハーフラウンドを保障するものではありません。コースの利用可能時間は、その都度
各ゴルフ場まで確認してください。

2. GAG ジュニア会員（保護者）として

① ルールを守る

・ 時間（遅刻厳禁）
・ ゴルフ場の規則、指示
・ ゴルフ規則
・ 岐阜県ゴルフ連盟 ジュニア会員 規則
・ 岐阜県ゴルフ連盟 ジュニアチケットマニュアル

② マナー・エチケットを重んじる

・ **服装、身だしなみに気を付けて**ください。

〔来場時、ふさわしくない服装 例〕

× ジーンズ、カーゴパンツ
× Ｔシャツ、トレーニングウェア
× サンダル、ヒールのある履物

・ コース内での携帯電話の使用、大きな声での会話は控えてください。

・ コース内、クラブハウス内への飲食物の持込みは、水分補給に必要な最小限度のもの以外はご遠慮ください。

・ 倶楽部の方やコース内で会うプレーヤーに挨拶しましょう。

・ 同行いただく保護者の方は、プレーする事ができません。
「パター」「お手本」等であっても、一切禁止としております。

3. ジュニアチケット利用時の注意事項

ジュニアチケットの利用状況は、
(一社)岐阜県ゴルフ連盟に報告されます。

チケット利用時は以下の事項にご注意ください。

1. 予約

・ 予約は指定の日までにしましょう
予約の受付時期については、利用可能クラブ一覧表をご確認ください。

2. 受付

・ 受付時間の厳守
予約時に指定された時間までに受付を済ませてください。
・ ハウス内では脱帽
・ フロントでは挨拶
・ 言葉づかいや態度
・ ドレスコードの遵守

保護者の方も同様です

3. 受付後 ～ コース

・ 他プレーヤーに対する心配り
・ 練習場の使用許可
練習場の使用を希望する場合、必ず倶楽部に確認してください。
※ 打球練習場の使用はできません。
・ 1つの球でのプレー
OB球等 正規の理由以外での複数球プレーは厳禁です。
・ 目土、バンカー均し、ディボット修復
・ 保護者のプレー禁止
・ 終了時間の厳守
指定された時間までにプレーを終了してください。
スロープレーに関する報告が数多くございます。

4. ジュニアチケット利用の手続き（1）

【1】予約をする

※ 予約受付時期については、利用可能クラブ一覧表をご確認ください。

① 利用を希望する倶楽部を、利用可能倶楽部一覧から選び、
予約受付日までに直接ゴルフ場へ連絡してください。
連絡の際、使用予定の「ジュニアチケット」が必要となります。

※ **利用可能倶楽部一覧は、GAGホームページをご確認ください。**
利用可能倶楽部は、倶楽部事情により変更することがあります。

〈予約時にゴルフ場へ連絡する内容〉
- 氏名　・学年　・生年月日
- ジュニアチケット番号（チケット裏面に記載）

〈予約時にゴルフ場へ確認する内容〉
- 保護者の同行について
- 利用開始（スタート）時間
- カートの使用可否について
  （※カート使用料が必要となる場合がございます。）

② 利用開始（スタート）時間に「スタート」できるよう、
予約時に指定された時間までにゴルフ場へお越しください。
その際、ゴルフ道具以外に下記のものもお持ちください。

- GAG ジュニア会員証　・ジュニアチケット
- 健康保険証

⇒ **忘れた場合、その日の利用はできません。**
他の人のジュニアチケットを使用することは
できません。（兄弟、姉妹間での取り間違いも認められません。）

・ゴルフクラブは自分で車からおろしましょう。

4. ジュニアチケット利用の手続き（2）

【2】受付（なるべくジュニア本人が行ってください）

① 受付を行う前に、ジュニアチケットに
利用日と会員No.、ジュニア氏名を記入してください。

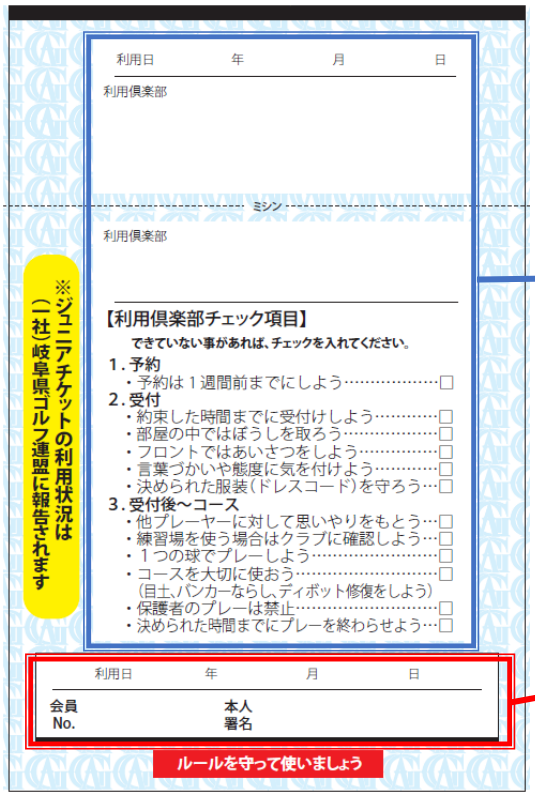

こちらは
利用倶楽部にて
記入します。

こちらに
利用日、会員No.、氏名を
記入してください。

② フロントで挨拶後、持ってきたものを提示してください。

〈提示するもの〉
- GAG ジュニア会員証　・ジュニアチケット
- 健康保険証

〈18歳を迎えた高校生の場合〉
・「生徒のゴルフ場利用に関する証明書」も提示してください。
⇒ **忘れた場合、その日の利用はできません。**
※ 学校からの許可が認められない場合、ゴルフ場利用税をご負担いただく可能性がございます。

③ フロントでの受付終了後、マスター室に立ち寄ってください。

4. ジュニアチケット利用の手続き（3）

【3】マスター室で当日の確認をする

〈確認事項〉

・ 利用開始（スタート）時間、利用終了時間
・ 使用してもよいティーイングエリア
・ 練習施設の利用を希望する場合、使用の有無と場所
　⇒ 打球練習場は使用できません。

【4】プレーする

プレーに際しては、下記の内容を注意してください。

① 決められたスタート時間は守ってください。

② 使用許可が出ていないティーは使用することができません。
特にバックティーの使用は厳禁です。

③ 必ず 1つの球 でプレーすること。
OB 球・紛失球等 正規の理由以外での、複数球のプレーは厳禁です。

④ コース内では、**目土やボールマークの修復**を行うようにし、グリーン上の行動（足をひきずる、走る等）には特に注意してください。

（保護者の方へ）
同行する場合、プレーはできませんが、目土等はできるだけジュニア一緒に行っていただきます様、ご協力をお願いいたします。

⑤ 前の組との間隔を空けないよう、**プレーの進行に注意**してください。

⑥ 指定された終了時間を守ってください。

5. ジュニアチケットを使ってしまったら

《2023年度　ジュニアチケットについて》

・ 今回同封されておりますチケットが、2023年度分のジュニアチケットです。

・ 1人 10枚とし、追加発行は 一切行いません。

・ 利用可能期限は、2023年10月31日（火）。

6. おわりに

ゴルフ規則 規則1.2には「プレーヤーの行動基準」が掲載されております。

この中では下記のような記載がされております。

・ 誠実に行動すること
　－例えば、規則に従う、すべての罰を適用する、プレーのあらゆる面で正直である。
・ 他の人に配慮を示すこと
　－例えば、速やかなペースでプレーする、他の人の安全に気を配る、他のプレーヤーの気を散らさない。
・ コースをしっかり保護すること
　－例えば、ディボットを元に戻す、バンカーをならす、ボールマークを修復する、不必要にコースを傷つけない。

ゴルフはプレーの場に審判のいないスポーツです。
すべての人がゴルフを楽しむ為にも、
ジュニア会員・保護者の皆様はこの内容をよくご理解の上、
ジュニアエチケットをご利用ください。

一般社団法人
岐阜県ゴルフ連盟

別紙

学生等の教育活動に伴うゴルフ場の利用に関する証明書

利用の目的		1. 教育課程に基づく授業　　2. ※大学等が公認した団体の課外活動
※（1） 大学等が公認した団体とは、学長等が設立を承認したもので、当該学校の教員が顧問として置かれているものに限る。 ※（2） 課外活動とは、各年度ごとに作成する教育活動に関する計画に基づき実施する課外活動をいう。		
教育活動の名称		
利用年月日		令和　　年　月　日（　）～令和　年　月　日（　）
利用するゴルフ場	名　称	
	所在地	〒　　―
利用予定者数		延べ利用者数　　人
利用者氏名		別紙　利用者名簿のとおり

上記のとおり証明します。

令和　　年　　月　　日

〒　　－

所　在　地

学校・大学名

代表者氏名　　印

特別徴収義務者記入欄						
利用年月日				※利用者数 18歳未満の者はカウントしない	請求した利用料金 （軽減後の利用料金）	1人当たり　円
年	月	日		人	キャディ同伴の有無	有　・　無
年	月	日		人	精算伝票番号	
年	月	日		人		
年	月	日		人		
延べ利用者数				人		

〔備考〕

① この証明書は、利用の日までにゴルフ場に提出して下さい。

② この証明書は、原則として利用日ごと（同一の学生又は生徒が２日以上の期間連続して利用する場合には、当該利用期間ごと）に提出して下さい。

尚、ある一定の利用期間でもって証明する場合は、当該利用期間に係る計画書を添付すること。

③ 特別徴収義務者記入欄の「利用者数」欄には、利用の日ごとの利用者数を記載して下さい。

利用者名簿（地方税法第75条の三　第二号）

No.	氏　名	学年	生年月日	住　所	備考
1		監督	19　・　生	〒　－	ゴルフ部顧問
2			19　・　生	〒　－	教育活動 18歳未満 障害者
3			19　・　生	〒　－	教育活動 18歳未満 障害者
4			19　・　生	〒　－	教育活動 18歳未満 障害者
5			19　・　生	〒　－	教育活動 18歳未満 障害者
6			19　・　生	〒　－	教育活動 18歳未満 障害者
7			19　・　生	〒　－	教育活動 18歳未満 障害者
8			19　・　生	〒　－	教育活動 18歳未満 障害者
9			19　・　生	〒　－	教育活動 18歳未満 障害者
10			19　・　生	〒　－	教育活動 18歳未満 障害者
11			19　・　生	〒　－	教育活動 18歳未満 障害者
12			19　・　生	〒　－	教育活動 18歳未満 障害者

◎　利用日には参加者の分かるもの（名簿・スタート表など）を提出して下さい。

（一社）岐阜県ゴルフ連盟

ジュニアチケット利用に関する
注意事項

本事業は、岐阜県ゴルフ連盟 加盟倶楽部の協力により実施しております。しかし、残念なことに一部の利用者がルールを守っていないとの報告が寄せられました。

（1）利用するゴルフ場の規則、指示に従わないとき。
（2）GAGジュニア会員 規則に違反したとき。
（3）ジュニアチケット マニュアルに違反したとき。

これらの行為が確認された場合、

チケット利用等の停止を含め、

厳しい措置も視野に入れざるを得ません。

この内容は、ジュニア本人だけではなく、
その保護者にも適用されますのでご注意ください。

ジュニア会員の皆様はもちろん、保護者の皆様もルールを守り(一社)岐阜県ゴルフ連盟 ジュニア育成活動にご参加ください。

(一社)岐阜県ゴルフ連盟